

諮問日：令和2年12月21日（令和2年度（情）諮問第18号）

答申日：令和3年7月26日（令和3年度（情）答申第9号）

件名：東京家庭裁判所における防犯ビデオカメラの設置場所を明らかにする図面等の一部開示等の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙開示申出一覧表中「本件開示申出文書」欄記載の各文書（以下、同欄の番号を用いて「申出文書1(1)」などといい、これらを併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京家庭裁判所長がした同表中「原判断」欄記載の各判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京家庭裁判所長が令和2年7月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号により非開示になっている情報について、申出人が求めているのは、申出人らの証言、関連証拠が正しいか、書記官2名の証言が正しいかの判断に利用しようとするものである。そうすると、法5条1号ただし書口にあるように、申出人の生命、健康又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報である。さらに、同号ただし書ハであることは、書記官2名は公務員であり、またその職場内における警備員、職員らは公務員に準じるものであり、情報開示はその職務の合理性、事実関係を確認するものである。したがって、一連の法5条1号に相当するとして、情報が非開示又は部分開示であることは、東京家裁の業

務の正当性をあえて否定するか、少なくとも隠蔽するものであり、法律の趣旨に反する。

- 2 法5条2号イに関して、警備員名簿は、その氏名の特定はともかく、裁判所内の一般の出入りのできる空間で、開館時点において確認でき、また、公務員に準じた公費により集めた職員に関する情報であり、何ら秘密性、隠蔽の必然性はない。
- 3 法5条4号に関して、申出人は既に犯罪者として確定しているものの、その正当性について申出人が疑問を持っている状況では、その状況を明らかにできないと、裁判所が不正行為を行っていることになるから、この条項をもって、非開示にすることは不適切、不当である。
- 4 法5条6号に関して、当時の家庭裁判所の一般人の出入りする廊下、書記官室の状況、また、書記官らの職員の状況を明らかにすることは、公正で、透明性のある裁判所であることを明らかにする証であり、申出人らは、当時、異常な状態にあったことを証言、記述しているのだから、その適正性、あるいは不適正性を示す情報を開示することは、裁判所の公正性、公務員らの公正性を示すために必須であり、同号に当たらない。
- 5 司法行政文書の管理についての定め等に反し、不存在の合理的理由がない。明らかに東京家庭裁判所内に存在する文書である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 申出文書1(1)及び同(2)について

各申出に係る文書について、東京家庭裁判所で探索したが、いずれも該当する文書は作成又は取得しておらず、存在しなかった。

なお、苦情申出人は、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）を理由に、各開示申出文書は東京家庭裁判所に明らかに存在する旨主張する。しかし、管理通達からは、同文書の存在が明らかであるとはいえない。

よって、各申出に係る文書について不開示とした原判断は相当である。

2 申出文書 1 (3) について

本申出に係る文書として、別紙開示申出一覧表中「原判断」欄記載の①及び②の各文書（以下、原判断において特定された対象文書につき、同欄の番号を用いて「対象文書①」などといい、これらの対象文書を併せて「本件対象文書」という。）を特定し、対象となる情報を抜粋して提供した。

対象文書①の情報中の不開示部分は、防犯ビデオカメラの機器名称、型式及び設置場所の記載並びに身柄押送の動線等が図示された平面図である。これらを公にすると、東京家庭裁判所に設置された防犯ビデオカメラの性能や同カメラの設置場所のほか、身柄押送の動線を含めた庁舎全体の構造等が明らかになる。したがって、不開示部分に記載された情報は、公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に当たることから、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。また、平面図については、身柄の奪取や逃走等を企てられるなどして、少年保護事件の円滑な運営が困難となる事態を招くおそれがあり、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報にも当たることから、法5条4号に規定する不開示情報にも相当する。

次に、対象文書②の情報中の不開示部分は、防犯ビデオカメラの設置場所を図示した平面図であり、これは公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に当たることから、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

よって、上記各情報の一部を不開示とした原判断は相当である。

3 申出文書 1 (4) について

本申出は、具体的な日時を特定した上で当該日時における東京家庭裁判所全ての防犯ビデオカメラの映像データの開示を求めるものである。

当該文書の存否を明らかにすると、防犯ビデオカメラの作動時間及び録画さ

れた映像データの保存期間を具体的に推知することが可能となるところ、これらの情報は、法5条6号に規定する、公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に相当する。

よって、当該文書につき、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

4 申出文書2(1)について

本申出については、「所内要員」が裁判所に所属する守衛を意味するものとして、来庁者に対する常時、非常時の警備態勢を規定する文書、警備員の配置を規定する文書、守衛の出勤、運用を規定する文書の開示を求めるものと整理した。そして、本申出に係る文書として、対象文書③から対象文書⑥までの各文書を特定し、同③から⑤までの各文書については、対象となる情報を抜粋して提供した。

上記各文書等の不開示部分には、来庁者に対する入庁時所持品検査の実施方法や誘導方法、警備員の配置、守衛の立哨場所や巡回ルート等の詳細が具体的に記載されており、これらの情報は、公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に当たることから、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

これに加え、対象文書⑤の情報の不開示部分には、警察官控室等の所在が図示された平面図があり、これらの位置情報が公になれば、身柄の奪取・逃走等が企てられるなどして少年保護事件の円滑な運営が困難となる事態を招くおそれがある等、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報にも当たることから、法5条4号に規定する不開示情報にも相当する。

よって、上記各文書等の一部を不開示とした原判断は相当である。

5 申出文書2(2)について

本申出に係る文書として、対象文書⑦及び対象文書⑧を特定した。

上記各文書の不開示部分のうち、常駐警備員の略号、氏名、生年月日、住所、経験年数、保有資格等は一行ごとにそれぞれ一体として法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

そして、これらの情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために何人にも開示することが必要な情報であるとはいえないことから、同号ただし書口に相当しない。また、常駐警備員は、同号ただし書ハに定める公務員等ではないため、当該情報は同号ただし書ハに相当せず、同号ただし書イに相当する事情も認められない。

なお、常駐警備員の経験年数や防災要員の具体的な人数の情報等は、公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に当たるから、法5条6号に規定する不開示情報にも相当する。

また、上記各文書の不開示部分のうち、法人の印影は、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たることから、法5条2号イに規定する不開示情報に相当する。

よって、上記各文書の一部を不開示とした原判断は相当である。

6 申出文書2(3)について

警備日誌や守衛日誌等の警備業務に付随する文書の保有・廃棄規定については、各庁の所管部署の標準文書保存期間表によることが管理通達で定められている。東京家庭裁判所では経理課が所管することから、当該部署が保有する対象文書⑨を対象文書として特定し、全部開示した。この他に警備記録の保有・廃棄を定めた文書は存在しない。

なお、苦情申出人は、管理通達を理由に上記文書の他にも対象文書が明らかに存在する旨主張する。しかし、管理通達からは、同文書の存在が明らかであるとはいえない。

よって、上記文書を対象文書として特定した原判断は相当である。

7 申出文書2(4)の前段部分について

本申出に係る文書として、対象文書⑩から対象文書⑬までの各文書を特定した。

上記各文書の不開示部分中、裁判所職員の印影、警備員の氏名及び印影等は法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。そして、これらの情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために何人にも開示することが必要な情報であるとはいえないことから、同号ただし書ロに相当しない。また、警備員は、同号ただし書ハに定める公務員等ではないため、当該情報は同号ただし書ハに相当せず、同号ただし書イに相当する事情も認められない。

また、上記各文書の不開示部分中、守衛及び警備員の人数、巡回場所等の情報は、公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に当たることから、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

よって、上記各文書の一部を不開示とした原判断は相当である。

8 申出文書2(4)の後段部分について

本申出は、特定人が特定日に庁舎からの退去を促された際にその対応を行った人物の氏名等が分かる文書及び当該特定人に対して特定日に退去命令が発せられた際に当該命令を行った人物の氏名等が分かる文書の開示を求めるものである。当該文書の存否を明らかにすると、特定人に対して特定日に退去が促された事実及び退去命令が発令された事実の有無が公になり、これらの情報は法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

よって、当該文書につき、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

9 申出文書2(5)について

本申出は、特定日時に現実に第2書記官室に在室していた全職員の氏名が分かる文書及び当該日時に同書記官室に警備のために出動した全職員氏名が記録された文書の開示を求めるものと整理した。事務処理上、特定の日や時間帯の

当該書記官室における在室状況を逐次把握することのできる文書や警備のために出動した全職員氏名を記録した文書を作成する必要はなく、念のため、東京家庭裁判所で対象文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

よって、本申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。

1 0 申出文書 3 (1)について

本申出は、東京家庭裁判所における警察署・検察庁への外出又は同外出に係る休暇に関する規定の開示を求めるものと整理した。職員の休暇一般については、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等に規定があるところ、これらとは別に、職員の警察署・検察庁への外出又は同外出に係る休暇に関する規定を別途定める必要はないため、本申出に係る文書は作成又は取得していない。念のため、東京家庭裁判所で対象文書を探索したが、該当文書は存在しなかった、

よって、本申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。

1 1 申出文書 3 (2)について

本申出に係る「外出」とは、当該申出に係る特定の裁判所職員の、警察署・検察庁への外出で休暇等の許可が必要な私的なものを指すと解されるから、本申出は、当該職員の特定年月日 A 以降特定年月末日 C までの警察署・検察庁への許可を得た外出及び同外出のための休暇等を記録した文書の開示を求めるものと整理した。当該文書の存否を明らかにすると、当該職員の警察署・検察庁への許可を得た私的な外出及び同外出のための休暇等の有無が公になり、この情報は、法 5 条 1 号に規定する個人識別情報に相当する。

そして、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために何人にも開示することが必要な情報であるとはいえないことから、同号ただし書ロに相当しない。また、休暇等の許可を得て私的に外出することは、当該職員に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないから、同号ただし書ハに相当せず、同号ただし書イに相当する事情も認められない。

よって、当該文書につき、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

1 2 申出文書 4 について

本申出は、東京家庭裁判所における申出文書 1 から申出文書 3 までの各文書を除いた、特定人に関する情報が記載された裁判記録以外の全ての文書の開示を求めるものである。当該文書の存否を明らかにすると、東京家庭裁判所における特定人に関する裁判記録以外の文書の保有の有無が公になり、この情報は、法 5 条 1 号に規定する個人識別情報に相当する。

よって、当該文書につき、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|--------------------|---------------------|
| ① | 令和 2 年 1 2 月 2 1 日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和 3 年 3 月 1 9 日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ | 同年 5 月 1 4 日 | 審議 |
| ⑤ | 同年 6 月 1 1 日 | 審議 |
| ⑥ | 同年 7 月 1 6 日 | 審議 |

第 6 委員会の判断の理由

1 申出文書 1 (1) 及び同(2)について

当委員会は、上記の申出文書の存否について、個人情報保護の重要性を考慮して委員会庶務を通じて調査した。その結果、該当する文書の存在はうかがわれず、東京家庭裁判所において防犯ビデオカメラの運用に関する指針を策定中であることが確認できた。

この点について、苦情申出人は、管理通達を理由に各開示申出文書は東京家庭裁判所に明らかに存在する旨主張する。しかしながら、管理通達からは同文

書の存在が明らかであるとはいえない。

以上のことから、東京家庭裁判所においては本申出に係る文書を保有していないと認められる。

2 申出文書 1 (3) について

対象文書①を見分した結果、同文書の情報中の不開示部分は、防犯ビデオカメラの機器名称、型式及び設置場所の記載並びに身柄押送の動線等が図示された平面図であることが認められた。これらの図示された事項を公にすると、東京家庭裁判所に設置された防犯ビデオカメラの性能や同カメラの設置場所のほか、身柄押送の動線を含めた庁舎全体の構造等が明らかになり、庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、これらの情報は法 5 条 6 号に規定する不開示情報に相当する。また、平面図については、身柄の奪取や逃走等を企てられるなどして、少年保護事件の円滑な運営が困難となる事態を招くおそれがあり、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、法 5 条 4 号に規定する不開示情報にも相当する。

対象文書②を見分した結果、同文書の情報中の不開示部分は、防犯ビデオカメラの設置場所を図示した平面図であることが認められた。これは公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、法 5 条 6 号に規定する不開示情報に相当する。なお、平面図については、上記と同様である。

3 申出文書 1 (4) について

上記文書に係る申出は、具体的な日時を特定した上で当該日時における東京家庭裁判所全ての防犯ビデオカメラの映像データの開示を求めるものである。その申出の内容からすれば、同文書の存否を明らかにすると、防犯ビデオカメラの作動時間及び録画された映像データの保存期間を具体的に推知することが可能となることから、この情報が公になると、法 5 条 6 号に規定する庁舎管理

事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、上記文書については、その存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

4 申出文書2(1)について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、上記文書に係る申出については、「所内要員」を裁判所に所属する守衛を意味するものとして、上記申出について来庁者に対する常時又は非常時の警備態勢を規定する文書、警備員の配置を規定する文書、守衛の出勤、運用を規定する文書の開示を求めるものと整理したとのことである。本件開示申出書の記載を踏まえれば、上記申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

対象文書③から対象文書⑥までの各文書を見分した結果、上記各文書の不開示部分には、来庁者に対する入庁時所持品検査の実施方法や誘導方法、警備員の配置、守衛の立哨場所や巡回ルート等の詳細が具体的に記載されていることが認められた。これらの情報は、公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

また、見分の結果によれば、対象文書⑤の情報の不開示部分には、警察官控室等の場所が図示された平面図があることが認められた。これらの位置情報を含む平面図が公になれば、身柄の奪取・逃走等が企てられるなどして少年保護事件の円滑な運営が困難となる事態を招くおそれがある等、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、法5条4号に規定する不開示情報にも相当する。

5 申出文書2(2)について

対象文書⑦及び対象文書⑧を見分した結果、上記各文書の不開示部分のうち、常駐警備員の略号、氏名、生年月日、住所、経験年数及び保有資格等が記載されている部分は一行ごとにそれぞれ一体として法5条1号に規定する個人識別

情報に相当すると認められる。そして、これらの情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために何人にも開示することが必要な情報であるとはいえないことから、同号ただし書ロに相当しない。また、常駐警備員は、同号ただし書ハに定める公務員等ではないため、当該情報は同号ただし書ハに相当せず、同号ただし書イに相当する事情も認められない。

さらに、見分の結果によれば、上記各文書には、上記の常駐警備員の経験年数のほかにも防災要員の具体的な人数の情報等が記載されていることが認められるが、これらの情報は、公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、法5条6号に規定する不開示情報にも相当する。

また、上記各文書の不開示部分のうち、法人の印影は、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるから、法5条2号イに規定する不開示情報に相当する。

6 申出文書2(3)について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、警備日誌や守衛日誌等の警備業務に付随する文書の保有・廃棄規定については、東京家庭裁判所の経理課が保有する対象文書⑨を対象文書として特定し、全部開示したとのことである。

管理通達によれば、各庁の所管部署が所管する事務に関する司法行政文書の保存については、同部署の標準文書保存期間表によると定められ、東京家庭裁判所では警備日誌や守衛日誌等の警備業務について経理課が所管していることに照らせば、上記業務に付随する文書の保有・廃棄規定として経理課が保有する対象文書⑨を対象文書として特定したという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、東京家庭裁判所において、申出文書2(3)に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

苦情申出人は、管理通達を理由に上記文書の他にも対象となる文書が明らか

に存在する旨主張するが、管理通達からは、同文書の存在が明らかであるとはいえず、上記主張は採用できない。

したがって、東京家庭裁判所においては、対象文書⑨以外に申出文書 2 (3) に該当する文書を保有しているとは認められない。

7 申出文書 2 (4) の前段に掲げる文書について

対象文書⑩から対象文書⑬までの各文書を見分した結果によれば、上記各文書の不開示部分には、裁判所職員の印影、警備員の氏名及び印影等が記載され、これらの情報は法 5 条 1 号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。そして、これらの情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために何人にも開示することが必要な情報であるとはいえないことから、同号ただし書ロに相当しないし、また、警備員は、同号ただし書ハに定める公務員等ではないため、当該情報は同号ただし書ハに相当せず、そのほか同号ただし書イに相当する事情も認められない。

また、見分の結果によれば、上記各文書の不開示部分には、守衛、警備員の人数及び巡回場所等の情報が記載されているが、これらの情報は公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、法 5 条 6 号に規定する不開示情報に相当する。

8 申出文書 2 (4) の後段に掲げる文書について

申出文書 2 (4) のうち、特定人が特定日に庁舎からの退去を促された際にその対応を行った人物の氏名等が分かる文書及び当該特定人に対して特定日に退去命令が発せられた際に当該命令を行った人物の氏名等が分かる文書について、当該文書の存否を明らかにすると、特定人に対して特定日に退去が促された事実及び退去命令が発せられた事実の有無が公になると認められ、これらの情報は法 5 条 1 号に規定する個人識別情報に相当する。

したがって、上記の文書については、その存否を答えるだけで法 5 条 1 号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

9 申出文書 2 (5) について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、事務処理上、特定の日や時間帯の当該書記官室における在室状況を逐次把握することのできる文書や警備のために出動した全職員氏名を記録した文書を作成する必要はないとのことである。管理通達に照らしても、事務処理上、上記整理に係る文書を作成する必要があるとは認められず、本申出に係る文書を作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、東京家庭裁判所において、本申出に係る文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京家庭裁判所において申出文書 2 (5) に該当する文書を保有していないと認められる。

10 申出文書 3 (1) について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、職員の休暇については、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等に定められているが、これらとは別に、職員の警察署・検察庁への外出又は同外出に係る休暇に関する規定を別途定める必要はないため、上記文書は作成し又は取得していないとのことである。管理通達に照らしても、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の規定とは別に上記の外出に係る休暇に関する規定を定める必要があるとは認められないから、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、東京家庭裁判所において、申出文書 3 (1) に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京家庭裁判所において申出文書 3 (1) に該当する文書を保有していないと認められる。

11 申出文書 3 (2) について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、申出文書 3 (2) に係る「外出」と

は、特定の裁判所職員の、警察署・検察庁への外出で休暇等の許可が必要な私的なものを指すと解されるから、申出文書3(2)について、当該職員の特定年月日A以降特定年月末日Cまでの警察署・検察庁への許可を得た外出及び同外出のための休暇等を記録した文書と整理したということである。本件開示申出書の記載を踏まえれば、上記の整理は合理的であり、当該文書の存否を明らかにすると、当該職員の警察署・検察庁への許可を得た私的な外出及び同外出のための休暇等の有無が公になると認められるから、この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

そして、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために何人にも開示することが必要な情報であるとはいえないことから、同号ただし書ロに相当しない。また、休暇等の許可を得て私的に外出することは、当該職員に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないから、同号ただし書ハに相当せず、同号ただし書イに相当する事情も認められない。

したがって、申出文書3(2)に該当する文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

1.2 申出文書4について

東京家庭裁判所における申出文書1から申出文書3までの各文書を除いた文書で、特定人に関する情報が記載された裁判記録以外の全ての文書について、当該文書の存否を明らかにすると、東京家庭裁判所における特定人に関する裁判記録以外の文書の保有の有無が公になると認められるから、この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

したがって、申出文書4に該当する文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

1.3 原判断の妥当性について

以上のとおり，申出文書 1 (1) (2)， 2 (3) (対象文書⑨を除く)， 同 (5) 及び 3 (1) に係る各文書は東京家庭裁判所において保有していないと認められ，申出文書 1 (4)， 2 (4) 後段部分， 3 (2) 及び 4 に係る各文書については，その存否を答えるだけで法 5 条 1 号及び 6 号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められ，その余の本件対象文書のうち⑨を除く各文書について不開示とされた部分は法 5 条 1 号， 2 号イ， 4 号及び 6 号に規定する不開示情報に相当すると認められるから，原判断についてはいずれも妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

開示申出一覧表

本件開示申出文書	原判断
1 東京家庭裁判所内の防犯ビデオ記録について	/
(1) 防犯ビデオカメラの設置および運用を規定する文書	作成し又は取得していないとして不開示
(2) 防犯ビデオ記録の保管・保有・運用を規定する文書	作成し又は取得していないとして不開示
(3) 防犯ビデオカメラの設置場所：特定年月日Aおよび特定月日Bおよび現在の設置場所を明らかにする図面，配置図，指定等	次の①及び②の各文書の情報の一部を提供 ① 平成30年11月1日付け作業計画書抜粋 ② 平成27年12月10日付け「東京家庭裁判所庁舎改修工事に伴う」で始まる書面抜粋
(4) 特定年月日Aおよび特定月日Bに撮影した所内全てのビデオ記録：特に両日の12：00から17：00までの撮影記録。現在存在しないならば廃棄記録	その存否を明らかにしないで不開示
2 東京家庭裁判所内の警備記録について	/
(1) 来訪者に対する常時，非常時の警備体制，警備員の配置，および	次の③から⑤までの各文書の情報の一部を提供，⑥の文書の一部を不開

<p>所内要員の出動，運用を規定する 文書</p>	<p>示</p> <p>③ 平成31年度東京高等・地方 簡易裁判所合同庁舎警備等業務 及び東京家庭・簡易裁判所合同 庁舎警備業務契約書抜粋</p> <p>④ 平成31年4月12日付け変 更契約書抜粋</p> <p>⑤ 東京家庭・簡易裁判所合同庁 舎におけるガードマン業務マニ ュアル抜粋</p> <p>⑥ 守衛業務マニュアル</p>
<p>(2) 警備員の氏名，要員の明細（特 定年月Aおよび特定月Bならびに 現在）</p>	<p>次の⑦及び⑧の各文書を特定し，そ の一部を不開示</p> <p>⑦ 平成29年4月1日付け常駐 警備員名簿</p> <p>⑧ 2019年4月1日付け常駐 警備員名簿</p>
<p>(3) 警備記録の保有，廃棄規定</p>	<p>次の⑨の文書を特定し，全部開示</p> <p>⑨ 標準文書保存期間基準（保存 期間表）（経理課）</p>
<p>(4) 特定年月日Aおよび特定月日B 午後における警備員および所内要 員の警備のための出動記録。廃棄 された場合には廃棄記録を明らか にすること。</p>	<p>前段に掲げる文書について，次の⑩ から⑬までの各文書を特定し，そ の一部を不開示</p> <p>⑩ 特定年月日A付け守衛日誌</p> <p>⑪ 特定年月日B付け守衛日誌</p>

	<p>なお、特定月日 A は、苦情申出人に対して退去を促した人間の氏名・記録を明らかにすること。また、特定月日 B は、苦情申出人に対して、退去命令をおこなった人間の氏名・記録を明らかにすること。</p>	<p>⑫ 東京家庭・簡易裁判所合同庁舎警備日報（自：特定年月日 A 至：同翌日）</p> <p>⑬ 東京家庭・簡易裁判所合同庁舎警備日報（自：特定年月日 B 至：同翌日）</p> <p>後段に掲げる文書について、その存否を明らかにしないで不開示</p>
	<p>(5) 特定年月日 A および特定月日 B 午後に東京家裁 15 階の第 2 書記官室にいた全職員氏名および同書記官室に警備のために出動した全職員氏名の記録（職員名簿等を含む。）</p>	<p>作成し又は取得していないとして不開示</p>
<p>3</p>	<p>特定の東京家庭裁判所書記官 2 名の外出・休暇記録について</p> <p>(1) 東京家庭裁判所職員の警察・検察庁への届け出・外出・休暇取得の規定</p> <p>(2) 両名の特定年月日 A 以降特定年月末日 C までの警察署・検察庁への外出許可願いおよび外出・休暇の記録</p>	<p>作成し又は取得していないとして不開示</p> <p>その存否を明らかにしないで不開示</p>
<p>4</p>	<p>東京家庭裁判所における上記以外の苦情申出人に関する裁判記録以外</p>	<p>その存否を明らかにしないで不開示</p>

<p>の全ての記録について（なお，苦情 申出人が東京家庭裁判所に出入りす るようになったのは，特定年D以降 である。）</p>	
---	--